

令和 6 年 4 月

安曇野市農業委員会定例総会

議 事 録

令和 6 年 4 月 3 0 日

長野県安曇野市農業委員会

令和6年4月安曇野市農業委員会定例総会

- 招集年月日 令和6年4月30日
○会議の日時 令和6年4月30日 午後 1時30分
○招集の場所 安曇野市役所 4階大会議室

○出席委員（23名）

1番	池上洋助君	2番	矢淵一良君
3番	甕信君	4番	岡山きみ子君
5番	田口博之君	6番	井口勝也君
7番	三枝守和君	8番	上條弘勝君
9番	平川邦夫君	10番	長崎要君
11番	山田太一君	12番	海川信義君
13番	藤原光弘君	14番	中村洋子君
16番	川上辰昇君	17番	請地康仁君
18番	笠原哲雄君	19番	降幡修二君
20番	浅川増行君	21番	渡辺正幸君
22番	塚田善久君	23番	佐原悦司君
24番	中島完二君		

○欠席委員（1名）

15番 丸山隆也君

○職務のため出席したものの職氏名

事務局長	北條敦君	事務局長	森和哉君
事務局員	沖和義君	事務局員	折井希望君
事務局員	飯田佳乃君		

午後 1時30分 開会

○事務局（北條敦君） 平川委員から遅れるとのご連絡をいただいております。

定刻となりましたので、これから進めさせていただきます。

それでは、ご起立ください。礼、ご着席ください。

開会の言葉を塚田副会長からお願いいたします。

○副会長（塚田善久君） ただいまから、令和6年安曇野市農業委員会4月の定例総会を開会します。お願いします。

○事務局（北條敦君） それでは、会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（中島完二君） 皆さん、こんにちは。今日はお忙しいところ、大変ご苦労さまでございます。

さて、安曇野の桜の季節が過ぎまして、いよいよ田植のシーズンになってきたわけでございます。早いところではもう田植が始まっていますけれども、皆さんのところは田植の準備が着々と進んでおりますでしょうか。

春作業も始まったわけですが、心配なのは農機具による事故、これが非常に多い。特に一番多いのは刈り払いによる事故が一番多いそうです。そして、あと死亡事故が令和4年度は全国で238名出たそうです。そのうちの半数以上がトラクターの横転による事故だそうです。圃場の出入り、あるいは坂道の道路、どうか十分気をつけて運転をしていただきたいと思っております。

さて、令和6年度も4月からもう1か月過ぎるわけですが、今年4月には大幅な人事異動がありました。そして、農業委員会の事務局も大幅に刷新されたわけでございます。今までは仕事が間に合わなくて、皆さん遅くまで残業しておられました。それが少しでも解消できればというふうに思っておるところでございます。

そして、我々も第7期の農業委員、7月の改選まであと2か月と少しでございます。今、地域計画の策定も全体会議が終わって、これからいよいよ各地域による懇談会が始まる予定でございます。

あと、期間は少ないですけれども、できるだけその間に地域計画の策定をお願いしたいと思っております。

簡単ではございます。ご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（北條 敦君） ありがとうございます。

続いて、農業委員会憲章の唱和を行います。議案集の表紙裏をご覧くださいと思います。

12番の海川信義委員の先唱にてお願いいたします。

皆様ご起立ください。それでは、海川委員、お願いいたします。

（唱 和）

○事務局（北條 敦君） ご着席ください。

それでは、安曇野市農業委員会会議規則第3条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

○議長（中島完二君） それでは、議事に入る前に、6番、井口勝也委員のオンライン参加について、皆様からの同意を得たいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） 異議なしの声がありましたので、井口勝也委員のオンライン出席を認めます。参加方法につきましても、前回同様となりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、本定例総会ですが、現在の出席委員が22名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条の3の規定により、本会議は成立いたします。

なお、15番、丸山隆也委員から欠席届が提出されています。

また、この会議は個人情報の保護に関する法律、安曇野市個人情報保護法施行条例及び同条例施行規則に基づいて行いますので、発言には十分配慮をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 次に、議事録署名委員の指名を行います。

安曇野市農業委員会会議規則第19条の規定により、議長において指名をいたします。

1番、池上洋助委員、2番、矢淵一良委員、以上の2人をお願いいたします。

なお、農業委員会等に関する法律第30条の規定により、総会の会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決することといたします。

○議長（中島完二君） それでは、本日の日程に従いまして進めてまいります。

○事務局（森 和哉君） 本日の案件でございますが、担当地区委員等で現地確認を実施しております。また、堀金地域は4月24日に、豊科、三郷、明科地域は4月25日、穂高地域は4月26日に地域委員会を開催し、協議をしております。本日の審議は総会のご意見を求めるものでございます。

議案第1号 農地法第3条許可申請審議

○議長（中島完二君） それでは、議案第1号 農地法第3条許可申請審議を上程いたします。

15番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） それでは、議案集の1ページをお願いします。

申請番号15番です。

申請地は三郷地域で、登記地目は畑、面積が760㎡です。受人の経営面積は8,182㎡、渡人の経営面積が8,401㎡です。申請番号15番の受人は農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の2、3ページをご覧ください。

委員番号22番、地図番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありました。続いて申請番号15番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○22番（塚田善久君） 22番、塚田です。

申請番号15番について説明します。

申請事由、渡人は仕事の都合で耕作が困難なため、申請地を譲渡したい。受人は自宅に隣接する申請地を譲受け営農したいということです。以上、審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありました。これにつきまして意見、質問等がございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

続いて、16番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請番号16番です。

申請地は三郷地域で、登記地目は畑、面積が1,919㎡です。受人の経営面積は1万7,279㎡、渡人の経営面積が1,919㎡です。申請番号16番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊4ページ、5ページでご確認ください。

委員番号19番、地図番号2番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号16番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○19番（降幡修二君） 委員番号19番、降幡です。

申請番号16番について説明いたします。

申請事由ですが、渡人は過去に申請地を売り買いしたが、農地法の手続をしていなかったため申請する。受人は過去に申請地を売り買いしたが、農地法の手続をしていなかったため許可を受け、所有権移転をしたい。

以上、審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

続いて、17番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請番号17番です。

申請地は明科地域で、登記地目は畑、面積が126㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が6,177.77㎡です。申請番号17番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の6ページ、7ページでご確認ください。

委員番号1番、地図番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号17番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○1番（池上洋助君） 委員番号1番、池上です。

17番案件について説明いたします。

申請事由であります。渡人は高齢となり耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は自宅すぐ脇の申請地を譲受け、家庭菜園として利用したいというものであります。審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更許可申請審議

○議長（中島完二君） 次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更許可申請審議を上程いたします。

1番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 2ページをお願いします。

申請番号1番です。

申請地は堀金地域の第2種農地で、登記地目は宅地、面積が1.86㎡、申請内容は平成4年9月17日付、長野県指令4松地農第5号の387、一般住宅用地で許可になっていたものを住宅敷地（庭）に変更するものです。

位置等につきましては、別冊資料の8ページ、9ページでご確認ください。

委員番号13番、地図番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号1番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○13番（藤原光弘君） 申請番号1番についてご説明します。

転用事由ですけれども、申請人は申請地を住宅敷地として利用してきたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用の申請を行いたい。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意

見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第3号 農地法第4条許可申請審議

○議長(中島完二君) 次に、議案第3号 農地法第4条許可申請審議を上程いたします。

10番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 3ページをお願いします。

申請番号10番です。

申請地は豊科地域の第3種農地で、登記地目は畑、面積が59㎡です。申請内容は住宅敷地(車庫・物置)で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊の資料10ページ、11ページでご確認ください。

委員番号10番、地図番号1番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号10番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○10番(長崎 要君) 10番、長崎です。

申請番号10番について説明いたします。

転用事由ですけれども、申請人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。よろしく審議をお願いいたします。

○議長(中島完二君) ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、11番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 申請番号11番です。

申請地は三郷地域の第2種農地で、登記地目は畑、面積が107㎡です。申請内容は住宅敷

地（庭）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の12ページ、13ページでご確認ください。

委員番号22番、地図番号3番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま説明がありました、続いて申請番号11番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○22番（塚田善久君） 22番、塚田です。

申請番号11番について説明します。

転用事由、申請人は申請地を住宅敷地として利用しているが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。

以上、審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありました、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、12番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請番号12番です。

申請地は堀金地域の第2種農地で、登記地目は宅地、面積が1.86㎡です。申請内容は住宅敷地（庭）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の14ページ、15ページでご確認ください。

委員番号13番、地図番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありました、続いて申請番号12番の担当地区委員の説明をお願いします。

○13番（藤原光弘君） 13番、藤原です。

先ほどの計画変更申請審議と同じものですが、よろしくお願ひしたい。

申請理由は先ほどと同じですのでよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありました、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの発言がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

浅川さん、どうぞ。

○20番(浅川増行君) 1番のほうで同じところが利用計画変更となっているんですが、これどういう意味でしょうか。

すみません、さきの4条の計画変更ということで出ているんですが、計画変更ということは、その前に何かあったということで、それで議案第2号のところに出て、それを4条で今度は宅地に変更するというのでしょうか。

○事務局(森 和哉君) おっしゃるとおりです。

○議長(中島完二君) よろしいですか。

○事務局(森 和哉君) 平成4年9月17日に一般住宅用地として許可を取っていたところを利用方法が変わったということで、その利用方法が住宅敷地(庭)の一部になっていたということで、当時の計画を変更するというお手続きになっております。

○議長(中島完二君) 浅川さん、よろしいでしょうか。

○20番(浅川増行君) はい。

議案第4号 農地法第5条許可申請審議

○議長(中島完二君) 次に、議案第4号 農地法第5条許可申請審議を上程いたします。

35番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 4ページをお願いします。

申請番号35番です。

申請地は豊科地域の2筆で第3種農地です。登記地目は田、面積が計3,054㎡です。申請内容は宅地分譲(10区画)で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の16ページ、17ページでご確認ください。

委員番号15番、地図番号2番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号35番の申請理由の説明をお願いいたします。

○事務局(折井希望君) 事務局から申請番号35番について説明いたします。

転用事由は、受人の申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、宅地分譲として販売をしたい。

以上、審議をお願いします。

○議長(中島完二君) ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

どうぞ、長崎委員。

○10番（長崎 要君） 10番、長崎です。

この案件、地域委員会ではひょっとしたら取下げになるかもしれないという条件つきだったんですけども、そこら辺確認できますか。

○事務局（森 和哉君） 取下げの可能性がありましたけれども、今回、総会までに必要な書類が整いまして、申請を受け付ける運びとなっております。なお、長野県のほうにも確認済みです。

○10番（長崎 要君） 分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○議長（中島完二君） そのほかに何かございますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） それでは、これから採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、36番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請番号36番です。

申請地は豊科地域の2筆で第1種農地です。登記地目は田、面積が計500㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の18ページ、19ページでご確認ください。

委員番号15番、地図番号3番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号36番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○事務局（折井希望君） 事務局から申請番号36番についてご説明いたします。

転用事由は、受人は安曇野市に移住を希望しており、利便性のよい申請地に住宅を建築したい。

以上、審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、37番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請番号37番です。

申請地は豊科地域の2筆で農振農用地です。登記地目は田、面積が計4,474㎡です。申請内容は砂利採取（許可日から1年間）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の20ページ、21ページでご確認ください。

委員番号21番、地図番号4番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号37番の担当地区委員の説明をお願いします。

○21番（渡辺正幸君） 21番、渡辺です。

申請番号37番についてご説明いたします。

転用事由ですが、借人は河川からの骨材の原材料確保が困難で、陸砂利からの採取に依存せざるを得ない状況のため、申請地を借受け、砂利採取を行いたいとのことです。審議をよろしくをお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、38番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 5ページをお願いします。

申請番号38番です。

申請地は豊科地域の3筆で第1種農地です。登記地目は田及び畑、面積が計611㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の22ページ、23ページでご確認ください。

委員番号24番、地図番号5番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（折井希望君） 事務局から申請番号38番についてご説明いたします。

転用事由は、借人は現在借家に居住しているが手狭になったため、利便性のよい申請地に住宅を建築したい。

以上です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの発言がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、39番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請番号39番です。

申請地は穂高地域の第1種農地で、登記地目は畑、面積が307㎡です。申請内容は建売住宅（1棟）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の24ページ、25ページでご確認ください。

委員番号20番、地図番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号39番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○20番（浅川増行君） 委員番号20番、浅川でございます。

申請番号39についてご説明申し上げます。

転用事由ですが、受人は申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したい。

以上、審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、40番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請番号40番です。

申請地は穂高地域の第3種農地で、登記地目は田、面積が693㎡です。申請内容は特定建築条件付土地（2区画）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の26ページ、27ページでご確認ください。

委員番号20番、地図番号2番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号40番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○20番（浅川増行君） 委員番号20番、浅川でございます。

申請番号40についてご説明申し上げます。

転用事由ですが、受人は申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、特定建築条件付土地として販売したい。

以上、審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、41番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 6ページをお願いします。

申請番号41番です。

申請地は穂高地域の第1種農地で、登記地目は田、面積が689㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の28ページ、29ページでご確認ください。

委員番号5番、地図番号3番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号41番の担当地区委員の説明をお願いします。

○5番（田口博之君） 5番、田口でございます。

申請番号41についてご説明いたします。

転用事由でございますが、受人は現在県外に居住しているが、安曇野市への移住を希望しており、利便性のよい申請地に住宅を建築したいということでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、42番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 申請番号42番です。

申請地は穂高地域の第1種農地で、登記地目は田、面積が371㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の30ページ、31ページでご確認ください。

委員番号5番、地図番号4番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号42番の担当地区委員の説明をお願いします。

○5番(田口博之君) 5番、田口でございます。

申請番号42についてご説明いたします。

転用事由でございしますが、受人は現在アパートに居住しているが、今後のことを考え、実家に近い申請地に住宅を建築したいということでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(中島完二君) ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、43番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 申請番号43番です。

申請地は穂高地域の2筆で第1種農地です。登記地目は田、面積が計1,640㎡です。申請内容は事業所敷地(駐車場)で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の32ページ、33ページでご確認ください。

委員番号5番、地図番号5番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号43番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○5番(田口博之君) 5番、田口でございます。

申請番号43についてご説明いたします。

転用事由でございますが、受人は新車を受け入れる際の駐車スペース拡張のため、申請地を駐車場として拡張整備したいということでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、44番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 7ページをお願いします。

申請番号44番です。

申請地は三郷地域の第2種農地で、登記地目は畑、面積が77㎡です。申請内容は住宅敷地（通路）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の34ページ、35ページでご確認ください。

委員番号22番、地図番号3番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号44番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○22番（塚田善久君） 22番、塚田です。

44番について説明します。

転用事由、受人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。

以上、審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、45番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請番号45番です。

申請地は三郷地域の5筆で第2種農地です。登記地目は田及び畑、面積が計2,254㎡です。申請内容は特定建築条件付土地（8区画）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の36ページ、37ページでご確認ください。

委員番号11番、地図番号4番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号45番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○11番（山田太一君） 11番、山田です。

申請番号45番についてご説明申し上げます。

転用事由ですが、受人は申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、特定建築条件付土地としての販売をしたいとのことです。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、46番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 8ページをお願いします。

申請番号46番です。

申請地は堀金地域の第1種農地で、登記地目は田、面積が400㎡です。申請内容は一般住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の38ページ、39ページでご確認ください。

委員番号2番、地図番号2番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号46番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○2番（矢淵一良君） 2番、矢淵です。

申請番号46番について説明いたします。

受人は現在、母の実家に居住をしているが、手狭になったため申請地に住宅を建築したい。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、47番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請番号47番です。

申請地は明科地域の2筆で第2種農地です。登記地目は田、面積が計851㎡です。申請内容は店舗併用住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の40ページ、41ページでご確認ください。

委員番号1番、地図番号2番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号47番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○1番（池上洋助君） 1番池上です。

47番案件について説明をいたします。

転用事由であります。受人は現在他県に住んでおりますけれども、自然環境の豊かな安曇野市で飲食店を経営したく土地を探しているところ、条件に合う申請地を紹介されたということで、店舗兼住宅を建築したいということでもあります。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、48番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請番号48番です。

申請地は明科地域の第2種農地で、登記地目は田、面積が475㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の42ページ、43ページでご確認ください。

委員番号1番、地図番号3番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号48番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○1番（池上洋助君） 1番、池上です。

48番案件について説明いたします。

転用事由であります。受人は現在居住している借家が手狭になっているので、申請地に住宅を建築したいということでもあります。よろしく願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第5号 相続税納税猶予に関わる証明申請審議

○議長（中島完二君） 次に、議案第5号 相続税納税猶予に関わる証明申請審議を上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 9ページをご覧ください。

相続税納税猶予に係る証明書交付の申請審議です。

相続税納税猶予については、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等を引き続き営農しているかを農業委員会が確認し、証明書を交付することになっております。

申請番号5番については、豊科地域の10筆で、登記地目は田、面積が計21,804㎡です。

該当の農地については、豊科地域委員会で適正に耕作されていることが確認されております。

位置等につきましては、別冊資料の44ページでご確認ください。ご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について原案どおり証明書の交付を承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により証明書の交付を承認いたします。

議案第6号 農用地利用集積計画審議（所有権移転）

○議長（中島完二君） それでは、議案第6号 農用地利用集積計画審議（所有権移転）について上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 10ページをお願いします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5号の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について、安曇野市長から決定を求められていますのでご説明いたします。

整理番号18番です。権利の移転をする土地は豊科地域の3筆で、登記地目は田及び畑、面積は計6,722㎡、目的は水稻、ナス、移転・引渡しの時期ともに令和6年5月15日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の45ページでご確認ください。

続いて、整理番号19番です。権利の移転する土地は穂高地域の5筆で、登記地目は田、面積は計9,057㎡、目的は水稻、移転・引渡しの時期ともに令和6年5月15日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の46ページでご確認ください。

11ページをお願いします。

整理番号20番です。権利の移転をする土地は三郷地域で、登記地目は畑、面積は170㎡、目的は公社買入、移転・引渡しの時期ともに令和6年5月20日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の47ページでご確認ください。

続いて、整理番号21番です。権利の移転をする土地は三郷地域の2筆で、登記地目は田、面積は計5,839㎡、目的は公社買入、移転・引渡しの時期ともに令和6年5月20日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の48ページでご確認ください。

以上、4件ですが、全ての案件について改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えますので、審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありました。これにつきまして意見等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について原案どおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により原案のとおり農用地利用集積計画（所有権移転）を決

定いたします。

議案第7号 農用地利用集積計画審議（利用権設定）

○議長（中島完二君） 次に、議案第7号 農用地利用集積計画審議（利用権設定）について上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 12ページをお願いします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5号の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による安曇野市農用地利用集積計画の利用権設定について、安曇野市長から決定を求められていますのでご説明いたします。

公告日は令和6年4月30日です。設定件数は総計131件、40万4,570.85㎡です。うち新規分については総数58件、20万3,893㎡です。期間別設定面積につきましては、1年から14年8か月までの期間で設定があり、詳細は一覧のとおりです。

設定筆数は総計253筆で、耕作者は70人、所有者が126人となっております。利用権設定の一覧につきましては、13ページから20ページです。21ページから26ページは農地中間管理事業一括方式分です。

全て改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について原案どおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により原案のとおり農用地利用集積計画（利用権設定）を決定いたします。

議案第8号 農用地利用集積等促進計画審議（権利移転）

○議長（中島完二君） 次に、議案第8号 農用地利用集積等促進計画審議（権利移転）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、長野県中間管理機構に申出のあった内容について、農業委員会として申請の審議をいたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 28ページをお願いします。

令和5年4月1日施行の農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正により、本申出

の内容については対象の農地の地元農業委員会として、その権利移転等の内容が農用地の利用の効率化及び高度化の促進を行う上で問題がないと認められれば、長野県農地中間管理機構に対し権利の移転を速やかに行うため、要請書を発出するものであります。

1、設定件数は2件、1,899㎡、そのうち田が2件、1,899㎡です。

2、期間別設定につきましては2年8か月となっております。

3、設定筆数は総計2筆、うち田が2筆です。

借受人は1名となっております。

29ページは権利移転の一覧となっております。

説明については以上です。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありました。これにつきまして意見等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

それでは、農用地利用集積等促進計画審議（権利移転）について、要請書を発出することといたします。

議案第9号 令和6年度最適化活動の目標設定等について

○議長（中島完二君） 次に、議案第9号 令和6年度最適化活動の目標設定等について上程をいたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 別冊資料をご覧ください。

令和6年度最適化活動の目標設定等については、本日お配りした別冊資料になります。

最適化活動の目標については、令和4年2月2日付の農林水産省経営局長通知、農業委員会による最適化活動の推進等についてにより定められ、最適化活動の目標の設定等の事務の実施を公表するに当たり、農業委員会で承認をいただき公表することとなっております。

内容につきましては、三役地域長会及び各地域委員会で最適化活動の目標設定等の協議をいただけてきました。

本日の資料のとおりで農業委員会として承認をいただき、国・県に報告するとともに公表を行いたいと思います。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありました。これにつきまして意見等ございますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） それでは、これから採決を行います。

本案について原案どおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により原案のとおり令和6年度最適化活動の目標設定等を決
定いたします。

○議長(中島完二君) 以上をもちまして、全ての議事が終了いたしました。

何か質問等がありましたらお願いをいたします。

どうぞ、浅川委員。

○20番(浅川増行君) 20番、浅川でございます。

ちょっと余計なことかもしれないんですが、例えば5条審議、今回は穂高の件なんです
が、6ページの41なんです、転用事由が受人は現在県外に居住しているが、安曇野市への移住
を希望しており、利便性のよい申請地に住宅を建築したいと、こういう理由になっているわ
けなんです、現実には利便性がよくないと思うんです。学校は遠いし、店は遠いし、車が
なきゃいけないし、だとすれば、例えば環境がよくとか、そういう書き方をしないと説得力
がないような気がするんですが、余計なことかもしれませんが、これからやっていく
上で、やっぱり誰が見てもうんとうなずける理由がついていないとまずいんじゃないかと、
そんなことを思うんです。一言ちょっと余計なことかもしれませんが、申し添えたいと思
います。

○議長(中島完二君) 田口委員、今の意見を聞いてどのようにお考えですか。

○5番(田口博之君) 同じ考えです。お願いします。

○議長(中島完二君) 事務局、よろしいですか。

○事務局(森 和哉君) こちらとしても申請者の方には確認をしまして、申請者の方と
話合いをしていく中で、申請方法等、実情に即した形で記載していくように努めたいと思
います。

○議長(中島完二君) 浅川さん、よろしいでしょうか。

○20番(浅川増行君) はい。

○議長(中島完二君) それでは、長時間にわたり慎重審議ありがとうございました。

以上で定例会終了いたします。ありがとうございました。

○事務局(北條 敦君) 会長、議事進行ありがとうございました。それでは、閉会の言葉を
佐原会長代理からお願いいたします。

○会長代理(佐原悦司君) 長時間にわたりましてご審議ありがとうございました。

先ほど会長も言われたように、これから春の農作業大変忙しくなるわけでございます。十
分注意をしながら農作業励んでいただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして安曇野市農業委員会定例総会を終了いたします。ありが
うございました。

○事務局（北條 敦君）では、ご起立ください。礼、お疲れさまでございました。

午後 2時45分 閉会